

2022年10月6日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 弘 明
(コード番号：2743 スタンダード)
問 い 合 せ 取 締 役 管 理 本 部 長 都 筑 沙 央 里
(TEL. 03-6731-3410)

再発防止策の策定に関するお知らせ

当社は、2022年7月1日付「(経過開示) 社外調査委員会の最終報告受領に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、当社代表取締役個人が取締役会の承認を受けずに当社を連帯保証人とする金銭消費貸借契約書を締結(以下、「本件事案」という。)していたことが判明した件の事実関係に関する調査報告を受領いたしました。この調査報告において指摘された原因及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、下記のとおり、再発防止策を策定いたしましたのでお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、市場関係者及び取引先の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを、心よりお詫び申し上げますとともに、役職員一同、ガバナンス・コンプライアンスの徹底に取り組む、早期の信頼回復に最善をつくしてまいります。何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 本件事案の発生原因

調査報告書の指摘を受け、当社内にて検討した結果、本件事案は、属人的な不正であったと理解することは適切でなく、不正の発生を防ぐことが出来なかった社内体制の不備や役職員のコンプライアンスに対する意識の徹底不足と組織の風土に本質的な問題があると認識しております。分析した発生原因は以下のとおりです。

(1) コンプライアンスに対する意識の欠如

本件事案の根本原因として、代表取締役個人の法令遵守・コンプライアンス意識の欠如があった。

(2) 印章の個人使用が可能な状況を黙認していた印章管理体制

代表取締役が個人用途での使用が可能な印章管理体制を問題視し、改善や是正を提言することなく黙認していた。その背景には印章管理者における意識や見識を向上させる取組みの不足、コンプライアンスに対する感度の低さがあった。

(3) 代表取締役の権限集中と取締役間の牽制機能の脆弱さ

代表取締役自らが担当者として推進する“社長案件”に対しての前取締役らが通常行うべき案件精査が十分に機能しておらず、案件自体の改善や是正を提言することなくまた、そのような状態を容認していた取締役会・監査役会の体制によって牽制機能が十分に機能していなかった。

(4) 社内規程の形骸化

役職員全体において、社内規程が遵守されず、社内手続の一部が形骸化し、社内規程と実態との間で齟齬が生じていた。

(5) スピードを重視する企業風土

基本方針に掲げる「迅速な意思決定」を重視するあまりコンプライアンス、社内手続、リスク管理という観点が軽視されていた。

2. 具体的な再発防止策

当社は、本件事案の判明後、社外調査委員会の設置に至るまでに下記のと通りの再発防止策を 2022 年 3 月 31 日付「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」にて公表し、2022 年 4 月より実施しております。

- ① ガバナンスに対する意識・コンプライアンス意識の改善
- ② 監査部門によるモニタリング体制の強化
- ③ 印鑑管理体制の強化
- ④ 法令定款・規定に沿った経営実施のための教育
- ⑤ 社外取締役の増員による監督体制の強化

この度、社外調査委員会の最終調査報告書における再発防止策の提言を受け、当社取締役会は再発防止策を新たに策定すべきかの検討を行ったところ、既に実施している再発防止策の一部を見直し・追加することで再発防止に努められると判断し、以下のとおり再発防止策を再策定の上、実行しております。

(※追加及び見直しされた再発防止策に「★」を付けております。)

(1) コンプライアンス意識の徹底

i. コンプライアンスを最優先した経営の実現 ★

当社は社外調査委員会より、「代表取締役自ら、コンプライアンス遵守が経営の最重要課題であることを再度明確し、自身の戒めをメッセージ発信すべき」との提言を受けたことから、当社第 2 四半期決算説明動画（当社 YouTube チャンネル 2022 年 8 月 12 日配信）にて、代表取締役自身が法令遵守・コンプライアンス向上及び維持の確約についてのメッセージを株主及びステークホルダーの皆様に向け発信いたしました。

また、当社グループの全従業員に向け、代表取締役自身がコンプライアンス重視する旨（代表取締役個人におけるコンプライアンス欠如故に発生した事案について謝罪するとともに、法令・定款・社内規程に遵守していく旨について）のメッセージを発信いたしました。当該のメッセージは、グループ全社員が参加し、事業進捗等の報告を目的とする全社会（月 1 回開催）にて 2022 年 8 月 5 日に発信しております。

ii. 取締役・監査役に対するコンプライアンス意識の改革 ★

コンプライアンス意識の向上及び維持のため、代表取締役へのコンプライアンス研修を行う旨を 2022 年 3 月に公表し、コンプライアンス教育及びリスク管理研修を月 1 回、定時取締役会後を研修日と定め 1 年間のコンプライアンス研修のスケジュールを策定いたしました。

2022 年 4 月より研修を開始し、これまでに会社法・金融商品取引法等が求める取締役の義務・責任を学ぶべく利益相反取引をはじめとするコンプライアンスと法律知識について、社外調査委員会の事務局であられたシンダ法律事務所の宍田弁護士を講師に招いた他、経営コンサルタントや有識者（弁護士・会計士）が講師に集いセミナー・研修の LIVE 配信を行う企業セミナーに 2 回参加し、3 度研修を実施いたしました。

2022 年 4 月 22 日	利益相反取引について
2022 年 5 月 23 日	コーポレート・ガバナンスについて
2022 年 6 月 22 日	コンプライアンス・リスクマネジメントについて

その後、2022年6月30日に社外調査委員会より「取締役会、監査役会全員におけるコンプライアンス研修をすべき」と提言を受けたことにより、研修の内容を改め、また、研修の有効性を高めるため講師招いて開催する対面研修で行う方針へ変更し、4月に策定を行った年間スケジュールを中断の上、2022年7月より講師の再選定と研修内容の再検討を行うことにいたしました。

早急の研修再開が重要であると認識しておりましたが、当社が厳しいキャッシュ状況にあり、限られた予算の中で対面研修を行うため講師・企業の選定に時間を要し、2か月の間研修を実施することができませんでした。

2022年9月20日に1年間（2022年9月～2023年9月）の研修スケジュールが確定し、再策定後の第1回研修は、2022年9月22日に実施いたしました。当該研修は、講師に社外調査委員会の事務局にてご尽力いただいたみらい総合法律事務所（当社顧問弁護士）パートナー弁護士の小堀優弁護士を招き、社外調査委員会の設置起因となった事案のおさらいを行い、内部統制の構築におけるポイント、再発防止策実施における継続的なモニタリングの重要性について学び、代表取締役・組織上の問題点を再認識する研修を実施いたしました。（2022年9月より運用開始）

なお、次回以降の研修スケジュールは以下の通りとなっております。

2022年10月21日	9月12日設置 社内調査委員会による調査及び事案のおさらい
2022年11月22日	親会社による子会社管理の在り方について
2022年12月22日	実効的な内部統制システム構築・監督実務について
2023年1月24日	取締役会の権限と役割・運営における評価について
2023年2月21日	CGコード下での監督機能・実効性強化について
2023年3月22日	会社法・金商法・市場ルールとコーポレートアクションについて
2023年4月21日	経営幹部における役割・実務について
2023年5月23日	金融商品取引法の知識と実務について
2023年6月21日	※2023年6月以降の研修内容につきましては、定時株主総会後の役員状況と研修実施状況を鑑みて2023年4月に決定する予定です。
2023年7月21日	
2023年8月21日	

（2）印章管理体制の強化

当社はこれまで印章利用時には、押印を必要とする文書及び押印依頼申請書を印章管理者へ提出する社内手続きを当社印章管理規定に定義していたものの、その社内手続きが遵守されず、印章管理者へ口頭での申請のみで印章使用されていることが多く、実態として押印可否の判断は印章管理者に委ねるものとなっております。

また、印章が営業時間外は金庫で保管されていたものの、営業時間内は代表取締役が単独の持出しが可能な管理体制となっており、その管理体制の甘さから今回の代表取締役が個人用途で使用した不正事案につながる原因になっておりました。

そのため、2022年4月以降、印章利用における社内手続きを厳格化し、印章管理体制の強化として管理者を2名（取締役、常勤監査役）とし、印章利用方法については下記のとおりとしております。

- ・使用時以外は常時金庫にて管理
- ・利用時は押印事由・社内手続の決裁状況を確認し、印章押印申請が行われている書類のみに対応
- ・押印状況は随時監査役が印章押印申請をモニタリング
- ・取引等によって持ち出しが必要な場合は所定の印章持出申請を行うと共に管理者2名のどちらかが同伴。

上記の取組みによって不正事案の発生を未然に防ぐことのできる体制といたしました。（2022年4月

より運用開始)

(3) 相互監視機能の強化

2022年4月以降、稟議手続きの厳格化、円滑な情報共有と相互監督機能の強化を目的に、軽微な内容を含めて全ての電子稟議フロー(書面稟議書等の使用はありません。)において社外取締役が事前に確認を行える業務フローに変更いたしました。当社の電子稟議フローは、当社業務権限規程に則り起案者から管理本部の受付を経て取締役が承認後、代表取締役の決裁で完了しておりますが、社外調査委員会からも「稟議起案者と決裁者が同一人物であるケースや、稟議手続を完了する前に契約締結や送金を行い、事後に稟議を行う(事後稟議)が相当数ある」との指摘を受けました。

これらの指摘は、決裁前の段階で社外取締役の目に触れる機会を設けたことで、質問や意見を事前に受けることにより(ただし、決裁自体は当業務権限規程等に準ずる。)稟議起案者と決裁者が同一人物である場合や事後稟議を防ぐための監督機能の強化につながると考えております。また、稟議起案者と決裁者が同一人物であったことで事業進捗管理の観点から取締役会で報告すべき契約や支払の報告が不十分であった状況を改善することが可能となり、電子稟議フローにて事前の情報共有経路を確保することができます。加えて、社外取締役が全ての電子稟議フローに目を通すことで決裁者だけでなく起案する全ての従業員に対し、稟議手続の厳格化が根付くための牽制機能強化にも繋がると考えております。

なお、社外取締役はあくまで稟議手続の業務フローにおいて、決裁でなく確認の位置づけのため、当社が定める業務権限決裁基準は改訂いたしません。(2022年4月より運用開始)

(4) 社内規程の運用状況のモニタリング強化 ★

意思決定における稟議フロー、印章における申請書類等のモニタリング強化を行うべく2022年4月より当社と同様の電子決裁システムを使用する子会社の一部(ピクセルエステート株式会社、ピクセルゲームズ株式会社)を対象に内部監査部門が月1回、モニタリングを実施しております。

また他の電子決裁システムを使用するピクセルソリューションズ株式会社については、2022年4月から内部監査部門がモニタリング方法を検討し、その結果、当社と同様の電子決裁システムを導入し、2022年7月より月1回のモニタリングを開始しております。

全てのモニタリングの結果は、定時監査役会において内部監査部門から報告されており、不備が検出された場合は、常勤監査役が直接対象となる部門・担当者へ指摘を行い、改善に至るまでのフォローを行うことで規定遵守に対する意識の醸成に努めます。

また、不備が検知された際は、取締役会へ報告の上、内部監査部門が不備に至る経緯を調査し、その調査結果を以て常勤監査役が直接的に是正指導に努めます。

当該モニタリングの強化を通じて、役職員はじめ、グループ全社員における規程順守の徹底を図ります。(2022年7月より運用開始)

(5) 企業風土の改革と権限集中の解消 ★

当社は、社外調査委員会より「コンプライアンス重視の企業風土への改革及び権限集中を是正すべき」との提言を受け、コンプライアンス重視の企業風土を醸成するとともに、代表取締役への権限集中を解消し、取締役会の有効性を高めるために上程予定とする事項についての事前審議を目的として取締役会審議会を新設いたしました。

当該審議会は、月1回、子会社管理機能を高めるため事業報告及び進捗管理を目的に各事業部長が参加し開催される経営戦略会議(※)後に続けて開催し、構成を取締役(社外取締役含む)、常勤監査役及び各事業部門長及び担当者としております。

当該審議会を経営戦略会議後に開催することで取締役会上程予定としている議案に対し、意見や質

問・説明を起案した事業部へ直接的に求めることが可能であり、事業継続性を鑑み、状況に応じて社外取締役・監査役が、事業の撤退・停止などを常勤取締役へ進言するに十分な情報を得られる場としての機能が期待できます。

また、従来の取締役会直前に議案が上程されるといった状況が改善されるため、十分な検討事案を設けることが可能となりこれにより常勤取締役をはじめ各事業部への牽制が機能することとなります。

これらの取組みによって、法令・規定の遵守徹底と、リスク事象の早期検知、社外取締役・監査役会への円滑な情報経路を確保による相互監督機能を強化し、コンプライアンスを重視する企業風土への意識醸成と、権限集中を解消いたします。(2022年8月より開始)

(※) 経営戦略会議は、事業報告及び進捗管理の他、重要案件(当社社内規定で定義されている稟議対象となる契約の締結・費用の支出、その他当社のキャッシュフロー・財務状況に重大な影響を与えうる取引全般)の進捗管理や社内手続の状況(事業が進捗する中で必要とする稟議等の提出状況、不備・不正等の確認)も確認することで、法令・規定遵守の徹底を図る目的で開催されております。

また、当該会議はこれまで常勤取締役、各事業部長及び担当者で構成されておりましたが、取締役会審議会を新設したことで当該会議の構成員に社外取締役、常勤監査役を追加いたしました。構成員の追加によって案件毎のリスク事象や規定外の裁量付与(権限集中)が起きかねない状況を把握・指摘することが可能となり常勤取締役への牽制効果が機能いたします。

(6) 再発防止策の実行性の担保 ★

社外調査委員会より「再発防止策への継続的なモニタリングと実施状況を定期的に検証し、必要に応じて継続的に見直しを図るべき」との提言を受け、当社は、上記、具体的な再発防止策を実行するに当たり、監査役会が2022年8月より1ヶ月に一度、進捗モニタリングを行い、定時取締役会にて取り組み状況を報告し、適時社内状況の把握に努めております。再発防止策の運用の進捗状況は取締役会へ報告すると共に、不備が検出された場合には監査役会からの改善指導を受け取締役会が都度、再発防止策の見直しを行ってまいります。(2022年8月より運用開始)

なお、再発防止策の実行状況は3か月毎に開示いたします。第1回目の開示は2022年月末に行う予定です。

3. 社内処分等について

当社は、今回の事態を厳粛に受け止め、代表取締役のコンプライアンス意識に対する希薄と、経営責任に関する責任を明確にするとともに、今後の再発防止策を徹底する観点から、以下のとおりに社内処分を行っております。

代表取締役 吉田弘明 役員報酬の減俸(固定報酬の40%、2022年4月から1年)

また、社内処分と併せて、代表取締役のコンプライアンス向上及び維持、本件事案を二度と発生させないための確約及び今後、本件事案と同様な事象を発生させた場合、代表取締役を辞任し、経営一切に携わらない旨が記載された確約書を当社と代表取締役個人との間で2022年4月に締結いたしました。

なお、損害賠償請求については、調査費用等と代表取締役の責任の因果関係により、損害賠償請求の可否が決まると考えております。今回の処分内容である役員報酬の減俸を踏まえ、顧問弁護士や取締役会で検討中ではありますが、2022年9月12日付で設置いたしました連結子会社の元代表取締役における不正が疑われる事案についての調査に注力しており、当該調査の終了後1か月以内に改めて検討結果を開示する予定です。

4. 今後の対応について

当社は、以上の施策を今後適切に実行することにより、当社グループの再生に努めてまいります。

また、社外調査委員会が本件事実調査及び類似案調査の過程で当社連絡子会社のピクセルソリューションズ株式会社の元代表取締役である増井氏における複数の不正の疑いのある事案を検出しており、追加調査と再発防止策について検討の必要があると提言を受けており、当社は、この提言を踏まえ、9月12日付「社内調査委員会設置に関するお知らせ」にて公表のとおり、既に判明している事案についての事実関係、発生原因及び問題点の調査分析、その他類似事案の調査を行っております。当該調査終了は、2022年10月中旬を予定としております。調査報告受領後につきましては、速やかにその要旨を開示し、再発防止策提言については真摯に検討・尊重し、策定された再発防止策を開示いたします。

今後調査の過程で、新たな事実及び財務諸表へ影響を与える事案等、お知らせすべき事項が発生した際は、速やかにお知らせいたします。

以上